

安曇野市
障がい福祉制度
のあらまし

令和8年度版

(令和8年4月1日改正)



安曇野市

安曇野市福祉部（安曇野市福祉事務所）

障がい者支援課

障がい福祉担当	TEL71-2251（直通）	FAX71-2328
支援給付担当	TEL71-2083（直通）	FAX71-2328

～ 安曇野市障がい福祉制度のあらまし 目 次 ～

1	手帳制度について.....	1
2	医 療.....	3
	障がい者（児）医療（福祉医療）.....	3
	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）.....	3
	国が指定する難病の医療費助成制度.....	4
	特定疾患治療研究事業.....	4
	障がい児（者）歯科相談窓口.....	4
	在宅重度心身障がい児（者）歯科健診等事業.....	5
	小児慢性特定疾病医療費助成制度.....	5
	遷延性意識障がい者医療費給付.....	5
	特定疾病療養受療証（長期高額疾病）の交付.....	5
3	補装具・日常生活用具.....	6
	補装具の交付・修理・貸与.....	6
	日常生活用具の給付.....	7
	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付.....	8
	軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金（18歳未満対象）.....	8
4	年金・手当.....	9
	障害年金.....	9
	特別児童扶養手当.....	9
	児童扶養手当.....	10
	障害児福祉手当.....	10
	特別障害者手当.....	11
	重度心身障害者（児）福祉金.....	11
	重度心身障害者（児）介護慰労金.....	11
	心身障害者扶養共済.....	12
	交通・災害遺児見舞金.....	12

特定疾患患者見舞金.....	12
自動車事故被害者救済制度.....	13
5 税金.....	14
所得税・市県民税に関する所得控除.....	14
利子等の非課税（障がい者マル優、特別マル優）.....	14
相続税に関する障害者控除.....	14
贈与税の非課税.....	15
事業税の非課税.....	15
自動車税・軽自動車税の減免.....	15
6 貸付制度.....	18
生活福祉資金の貸付.....	18
7 移動支援.....	19
移動支援事業.....	19
バス運賃の割引.....	20
タクシー運賃の割引.....	20
JR 運賃の割引.....	20
航空旅客運賃の割引.....	21
有料道路通行料金の割引.....	21
障害者外出支援利用券（タクシー券）の交付.....	22
寝たきり高齢者等通院等支援事業.....	22
腎臓透析利用者通院支援事業利用券（タクシー券）の交付.....	22
腎臓透析治療通院時の交通費の助成.....	23
デマンド交通「あづみん」及びコミュニティバス運賃減免.....	23
信州パーキング・パーミット制度.....	23
駐車禁止規制の適用除外.....	24
自動車改造費の助成.....	24
自動車運転免許取得の助成.....	24

通所・通園等推進事業	25
身体障害者補助犬の給付	25
身体障害者補助犬飼育費助成事業	26
8 障害者自立支援給付	27
介護給付サービス	27
訓練等給付サービス	28
9 障害児通所支援	29
10 在宅生活の支援	30
日中一時支援事業	30
タイムケア事業	30
家族介護用品購入助成事業	30
入浴料金割引券の交付	31
安曇野しゃくなげの湯「暖らんの湯」入浴料金割引券の交付	31
訪問入浴サービス事業	32
手話通訳者・要約筆記者の派遣	32
電話リレーサービス	32
身体障害者住宅等整備事業	33
公営住宅の優先入居	33
NHK 受信料の免除	33
NTT 番号無料案内	34
携帯電話基本使用料等の割引	34
青い鳥郵便葉書の無料配布	34
郵便等による不在者投票	34
長野県障がい者文化芸術祭作品展	35
長野県障がい者スポーツ協会	35
長野県障がい者スポーツ大会	35
言語および聴覚障がい者等 110 番アプリシステム・FAX110 番	35

言語および聴覚障がい者等緊急等通報 FAX119 番	36
言語および聴覚障がい者等携帯電話等による Net119 通報システム.....	36
ヘルプマーク.....	36
ヘルプカード.....	36
訪問理美容サービス事業.....	37
11 就 労.....	38
ハローワーク松本（松本公共職業安定所）	38
障がい者就業・生活支援センター	38
社会就労センター.....	38
12 相 談.....	39
子ども発達支援相談室（あづみっこサポートルーム）	39
障がい者虐待に関する相談（通報）	39
障がい者(児)相談支援事業.....	39
成年後見に関する相談.....	40
心の電話相談.....	40
発達障がいに関する相談.....	40
依存症に関する相談.....	40
医療的ケア児等の支援に関する相談	40
行政機関等相談窓口.....	41
付 録.....	43
難病医療費助成制度の対象疾患一覧	43
障害者総合支援法の対象疾患一覧	46
介護保険制度について.....	49
後期高齢者医療について.....	51

※このあらまはは、令和8年4月1日現在の情報を基に作成しています。

【重要】

下記の手続きには、必要な持ち物に加えて個人
番号がわかる書類（※1）
と本人確認書類（※2）をご持参ください。

■個人番号を利用する障がい者支援課障がい福祉担当の業務

- ・身体障害者手帳
- ・特別児童扶養手当
- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・補装具
- ・障害児通所支援
- ・自立支援給付（障がい福祉サービス）
- ・自立支援医療（更生・育成医療）
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・自立支援医療（精神通院）

※1 「個人番号カード」や「通知カード」など

※2 運転免許証や障害者手帳など顔写真つきのものから1点、または
保険証や受給者証などから2点

1 手帳制度について

① 身体障害者手帳の交付を受けるには

内 容	身体障害者手帳は、身体に障がいのある人が、様々な福祉施策を受けやすくなることを目的としたものです。 障がいの程度によって、1級～6級に区分されます。
交付対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能の障がい者、肢体不自由者（上肢、下肢、体幹機能、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい者）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある人
申請窓口	障がい者支援課(本庁舎 13 番窓口)、各支所地域づくり課地域担当
手続き	交付申請書、写真（縦 4 cm×横 3 cm 正面脱帽）、指定医師による診断書・意見書を申請窓口に提出します。
交付窓口	障がい者支援課(本庁舎 13 番窓口)

② 療育手帳の交付を受けるには

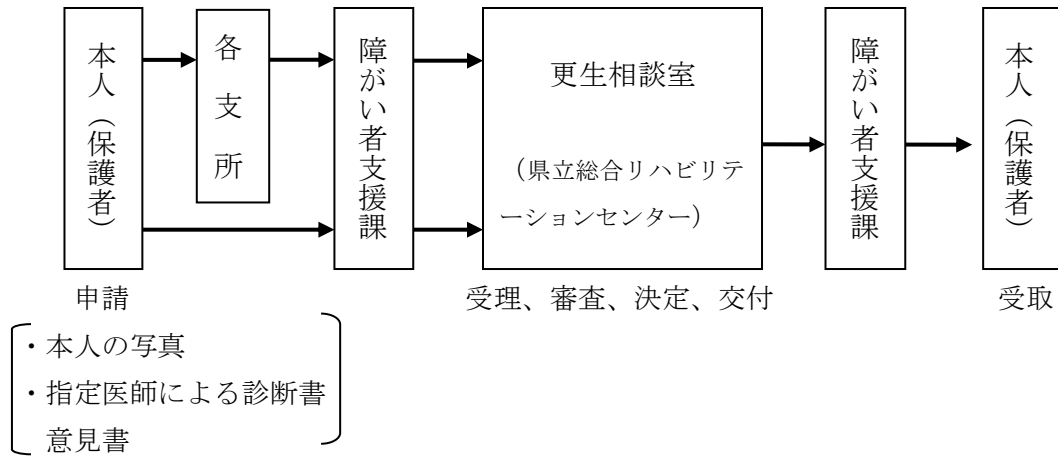
内 容	療育手帳は、知的障がいのある人が、様々な福祉施策を受けやすくなることを目的としたものです。 障がいの程度によって、A1、A2、B1、B2 に区分されます。
交付対象	児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された人
申請窓口	障がい者支援課(本庁舎 13 番窓口)、各支所地域づくり課地域担当
手続き	交付申請書、写真（縦 4 cm×横 3 cm 正面脱帽）、「知的障がい」と診断された医師の診断書または意見書（2～17 歳の人には不要）を申請窓口に提出します。
交付窓口	障がい者支援課(本庁舎 13 番窓口)

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには

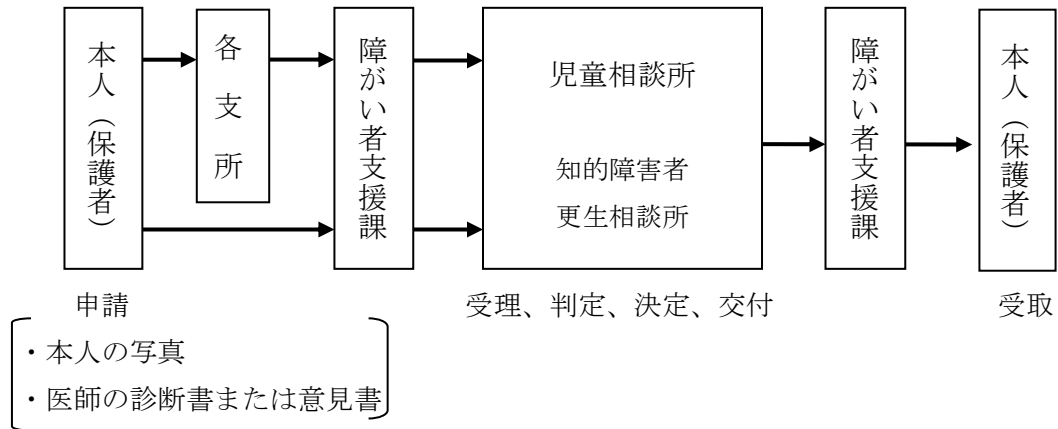
内 容	精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいを持つ人が様々な福祉施策を受けやすくなることを目的としたものです。 障がいの程度によって、1級、2級、3級に区分され、2年毎の更新が必要です。
交付対象	精神疾患を有する人（知的障がい者を除く）のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人
申請窓口	障がい者支援課(本庁舎 13 番窓口)、各支所地域づくり課地域担当
手続き	申請書、写真（縦 4 cm×横 3 cm 正面脱帽）、医師の診断書又は精神障がいを支給事由とする年金証書の写し等を申請窓口に提出します。
交付窓口	障がい者支援課(本庁舎 13 番窓口)

④ 手帳申請から受取りまでの流れ

身体障害者手帳の場合

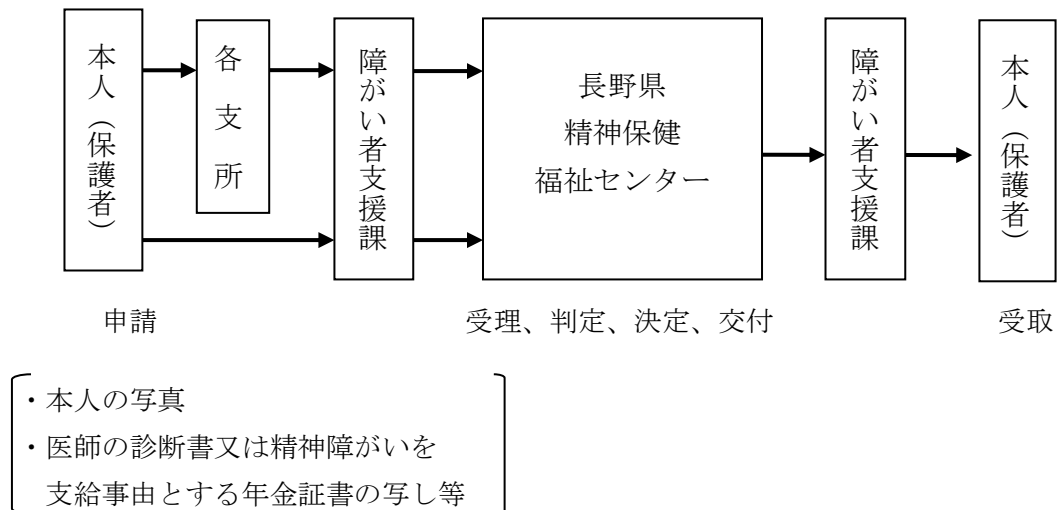


療育手帳の場合



※申請書提出後に児童相談所（更生相談所）にて心理判定を受ける必要有り。

精神障害者保健福祉手帳の場合



2 医療

障がい者（児）医療（福祉医療）

障がい者（児）の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担を助成します。

- 対象者 身体障害者手帳1級～3級
療育手帳A1、A2、B1、B2
精神障害者保健福祉手帳1～2級
のいずれかを交付されている人
又は、65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定（身体障害者手帳4級の一部等）を受けている人
※再認定の時期、有効期限のある手帳をお持ちの人は手帳更新のお手続きが必要となります。
- 必要書類 ・健康保険被保険者であることが確認できる書類（健康保険資格確認書等）の写し
※ただし、個人番号（対象者全員分）を記入した場合、書類は不要。
・最新の所得証明書（障がい者、ひとり親家庭等の区分に該当する転入者のみ。転入した年の1月1日に住民票があった自治体で取得したもの。）
※ただし、個人番号（16歳以上の世帯員全員分）を記入した場合、書類は不要。
・振込先口座通帳またはキャッシュカード
・障害者手帳（お持ちの方）
- 窓口 福祉課福祉政策担当 TEL71-2253 各支所地域づくり課地域担当
※福祉医療費の貸付制度があります。詳しくは、福祉政策担当へお問い合わせください。

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）

身体上の障がいを除去するためや、心身の障がいの程度を軽くするために必要な医療を給付します。

- 対象者【更生医療】身体障害者手帳を交付されている人
【育成医療】18歳以上は更生医療、18歳未満は育成医療となります。
【精神通院】精神障がい（てんかんを含む）を有し、通院による医療が必要な人
- 要件【更生医療】身体障害者更生相談所の判定が必要です。
更生医療等の指定医療機関で、指定された医療のみ給付となります。このとき自立支援医療（更生医療）用の医師の意見書が必要です。
【育成医療】育成医療等の指定医療機関で、指定された医療のみ給付となります。このとき自立支援医療（育成医療）用の医師の意見書が必要です。
【精神通院】自立支援医療（精神通院）用の医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳と同時申請の場合は同手帳用診断書でも可）が必要です。
有効期間が1年のため、毎年再認定の手続きが必要です。この場合、診断書は2年に1回の提出となります。
- 自己負担 世帯の市民税額（合算）及び本人の収入に応じて原則1割の自己負担があります。

※精神通院については、安曇野市国保加入者は自己負担分も市で負担します。
※この場合の「世帯」とは「申請をされる人と同じ医療保険に加入している」人を
さします。

○窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

国が指定する難病の医療費助成制度

「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、平成 27 年 1 月 1 日から新たな難病医療費助成制度が始まりました。また、令和 7 年 4 月からは 7 疾病が追加され、348 疾病が対象となります。

○対象疾患 「付録」(P43) を参照ください。

○窓 口 松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL40-1938 FAX47-9293

※「特定医療費受給者証」を交付されている人につきましては「特定疾患患者見舞金」が支給されます。(P12 参照)

長野県が指定する難病の医療費助成制度

国の難病医療費助成制度の改正に伴い、長野県が独自で指定する 2 疾病については、「長野県特定疾病医療費助成事業」として医療費の助成があります。

○対象疾患 溶血性貧血（「自己免疫性溶血性貧血」及び「発作性夜間ヘモグロビン尿症」の方は、国制度での申請となります）、汎発性血管内血液凝固（特発性血栓症のうち、汎発性血管内血液凝固のみが対象となります。）

○窓 口 松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL40-1938 FAX47-9293

※「長野県特定疾病医療費受給者証」を交付されている人につきましては「特定疾患患者見舞金」が支給されます。(P12 参照)

特定疾患治療研究事業

長野県では、次の対象疾患に罹患した患者の対象疾患及びこれに付随して発現する傷病に係る医療費、入院時食事（生活）療養費及び訪問看護療養費の自己負担分を給付します。

○対象疾患 スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎（更新のみ）、重症急性膵炎（更新のみ）、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）

○窓 口 松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL40-1938 FAX47-9293

※「特定疾患医療受給者証」を交付されている人につきましては「特定疾患患者見舞金」が支給されます。(P12 参照)

障がい児（者）歯科相談窓口

障がい児(者)の歯科に関する相談、情報提供、支援を行います。

○窓 口 健康支援課健康支援担当 TEL81-0726

在宅重度心身障がい児（者） 歯科健診等事業

安曇野市歯科医師会が可能な範囲で歯科診療に対応します。

- 窓 口 安曇野市歯科医師会 地域医療連携部 TEL71-6480（市歯科医師会事務所）
FAX72-4932

通常の歯科診療を受けるのが難しい重度心身障がい児（者）のために、中信地区では松本歯科大学病院に専門歯科診療体制を確保しています。

- 窓 口 松本歯科大学病院 TEL51-2300 FAX51-2345

小児慢性特定疾病医療費助成制度

18歳未満で指定された特定疾患のある児童が、指定医療機関に入院又は通院したとき、その医療費が助成されます。

- 対象疾患 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患で指定された小児慢性特定疾病
- 窓 口 松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL40-1938 FAX47-9293
※「小児慢性特定医療費医療受給者証」を交付されている人につきましては「特定疾患患者見舞金」が支給されます。（P12 参照）

遷延性意識障がい者医療費給付

遷延性意識障がい者（遷延性植物状態者）の保険医療費の最終自己負担分を公費負担します。

- 対象者 引き続き3カ月以上の間意識障がい等のある人。
- 窓 口 松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL40-1938 FAX47-9293

特定疾病療養受療証（長期高額疾病）の交付

次の対象疾病の人は、各健康保険制度で所定の手続きをすると、長期高額疾病が適用され、自己負担限度額が設けられます。

- 対象疾病
- ・人工腎臓を実施している慢性腎不全（人工透析）
 - ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（血友病）
 - ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症に関する医療をうけている人に限る）
- 窓 口 安曇野市国民健康保険加入者 及び 後期高齢者医療保険加入者
国保年金課 TEL71-2029 各支所地域づくり課地域担当
全国健康保険協会（協会けんぽ）加入者
協会けんぽ長野支部 TEL026-238-1250

※健康保険組合・共済組合・国保組合等へ加入の人は、各加入組合へお問い合わせください。

3 補装具・日常生活用具

補装具の交付・修理・貸与

身体障害者手帳を交付されている人または特定の難病の人は、障がいの内容や程度により、補装具の交付や修理が受けられます。

また、一部補装具（義肢や装具の完成用部品のみ、歩行器等）で貸与の対象となるものもあります。18歳以上の人は次の区分により更生相談所（直接判定、書類判定）の判定を受ける必要があります。（最初に申請書を市へ提出してください。市より判定の依頼をします。）

※購入前に必ずご相談ください。（申請書、意見書、指定業者の見積書等が必要です。）

※労災により補装具を必要とする人は労災制度優先となるため、まずは職場の労災ご担当者へご相談ください。

補装具名	県で判定	市で判定	耐用年数	備考
義肢	○		1～5	義手、義足
装具	○		1～3	下肢、上肢、体幹、靴型
座位保持装置	○		3	
重度障がい者用意思伝達装置	○		5	
車いす（オーダーメイド）	○		6	
車いす（既製品）※		○	6	
電動車いす※	○		6	簡易型も含む（電動・手動切替式）
歩行器※		○	5	
歩行補助つえ※		○	2～4	松葉づえ、クラッチつえ、多脚つえ
視覚障害者安全つえ		○	2～5	普通用、携帯用
義眼		○	2	
遮光眼鏡		○	4	
弱視眼鏡		○	4	
矯正眼鏡		○	4	
コンタクトレンズ		○	4	
補聴器	○		5	ポケット型・耳かけ型・耳あな型・骨導型
人工内耳用音声信号処理装置			—	標準型・残存聴力活用型の修理のみ

※印のある補装具は、介護保険制度による福祉用具貸与が優先されます。

- 費用負担 利用者および配偶者（18歳未満は同一世帯員）の市町村民税課税有無・本人収入額により原則、基準額の1割の自己負担があります。
ただし、見積額が基準額を上回る場合、見積額と基準額の差額分も自己負担となります。
- 窓口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

日常生活用具の給付

在宅の障がい者（児）・難病患者等に対して日常生活の便宜を図るための用具の購入等について助成します。下記は概略となりますので、詳細は担当までお問い合わせください。

- ・給付対象はそれぞれの用具ごとに障がい種別、手帳等級数、年齢等で決まっています。
- ・給付を受ける場合は事前の申請が必要となります。用具を購入した後での申請は出来ませんのでご注意ください。なお、申請には業者の見積書・カタログ等が必要となります。市外から転入後初めて申請される方は、前住所地の課税証明書のご提出をお願いする場合があります。

※介護保険に該当される人は「介護保険福祉用具貸与（購入）制度」「介護保険住宅改修費」を優先して利用していただく場合があります。

- 費用負担 利用者および配偶者（18歳未満は同一世帯員）の市町村民税課税有無により原則、見積額の1割の自己負担があります。ただし見積額が基準額を上回る場合、見積額と基準額の差額分も自己負担となります。なお、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は、全額自己負担となります。（※18歳未満の場合は除く）
- 窓 口 障がい者支援課支援給付担当 各支所地域づくり課地域担当
- 対象者 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等

種 目（用具ごとに基準額が定められています）	
介護・訓練支援用具	特殊寝台、移動用リフト、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、訓練用ベッド、エアーマット、訓練いす
自立生活支援用具	T字状・棒状のつえ、頭部保護帽、電磁調理器、便器、特殊便器、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、火災警報器、自動消火器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者屋内信号装置、特殊食器
在宅療養等支援用具	視覚障がい者用音声式体温計、視覚障がい者用体重計、視覚障がい者用血圧計、酸素ボンベ運搬用具、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器（ネブライザー兼用機も含む）
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭、埋込型人工鼻、人工内耳体外装置、携帯用会話補助装置、点字器、点字タイプライター、点字ディスプレイ、情報・通信支援用具、点字図書、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用腕時計、視覚障がい者用置時計 視覚障がい者用活字文章読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、視覚障がい者用音声読書器、拡大鏡（ルーペ）、音声ICタグレコーダー、地デジ対応ラジオ
排泄管理支援用具	収尿器、紙おむつ等、ストマ用装具（消化器系）、ストマ用装具（尿路系）
住宅改修費	<p>居宅生活動作補助用具</p> <p>○対象工事は下記のとおりで、給付限度額は200,000円です。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 手すりの取り付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる改修 <p>(注) 事前にご相談のうえ、工事図面、見積書、工事前写真をご用意ください。なお給付は、原則1住宅当たり1回限りとなります。</p>

小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付

慢性疾患を抱え、その治療が長期間にわたる児童等やその家族への支援として、日常生活の便宜を図るための用具の購入等について助成します。

給付を受ける場合は、事前の申請が必要となります。用具を購入した後での申請はできませんのでご注意ください。なお、申請には業者の見積書・カタログ等が必要となります。

○用具の種目

- ・便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器
- ・車いす（電動以外）・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム
- ・ネブライザー・パルスオキシメーター・ストマ装具（消化器系）・ストマ装具（尿路系）・人工鼻

○費用負担 対象者の扶養義務者の区分に応じた徴収基準額と用具の価格が基準額を超えるときは当該超過額の合計額。

○対象者 市内に住所を有する小児慢性特定疾病医療費支給認定に係る児童等
※ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象となっている場合はそれらの施策が優先となります。

○窓口 障がい者支援課支援給付担当

軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金（18歳未満対象）

補聴器が必要と診断された軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入等の補助金が交付されます。

※交付を受ける場合は事前の申請が必要となります。補聴器を購入した後での申請は出来ませんのでご注意ください。

※購入には業者の見積書、日本耳鼻咽喉科学会が認定した信州大学医学部附属病院の耳鼻咽喉科医師による意見書が必要となります。

○交付額 基準額に対し2/3未満の額が補助されます。

○対象者 医師により補聴器が必要と診断を受け、身体障害者手帳交付対象とならない軽度・中等度難聴である18歳未満の児童

○窓口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

4 年金・手当

障害年金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金保険に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。

また、障害年金を受け取るには、年金の保険料納付状況などの条件が設けられています。

○該当する状態

障害年金が支給される障害の状態に応じて、法令により、障害の程度（障害等級1～3級）が定められています。（身体障害者手帳の等級とは異なります。）

障害の程度1級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの状態。
障害の程度2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの状態。
障害の程度3級	労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態。

○窓口

初診日時点で20歳前、または国民年金加入中の方 国保年金課国保年金担当 TEL71-2473

初診日時点で厚生年金加入中の方 日本年金機構松本年金事務所 TEL25-8100

初診日時点で共済組合等加入中の方 初診日時点で加入していた共済組合等

特別児童扶養手当

身体障がい又は知的障がい、精神障がいがある20歳未満の在宅の児童を監護している父若しくは母又は養育者に支給されます。

○内 容 1級 障がい児1人につき 月額58,450円

2級 障がい児1人につき 月額38,930円

（令和8年4月分から）

○障がい程度 1級 身体障害者手帳1、2級程度、療育手帳A1、A2程度、または同程度以上と認められる精神障がい

2級 身体障害者手帳3級程度（一部4級も）、または同程度以上と認められる知的・精神障がい

・認定になる障がい程度は個々の状態により異なるので、あくまで目安となります。

○支給制限 ・所得が一定額を超える場合、支給されません。

・児童福祉施設等に入所している場合は受けられません。

・障がいを理由とする年金等を受給している場合、支給されません。

○窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している父・母又は養育者（ひとり親家庭等の人）に支給されます。ひとり親家庭の人以外にも、18歳未満の児童を養育する父・母が重度の障害の状態にある場合にも支給されます。

○障がい程度 国民年金の障害等級1級程度

○内 容 (令和8年4月から)

区分	月 額	児童加算額第2子 以降1人につき
全部支給	48,050円	11,350円
一部支給	所得額に応じ 48,040円～11,340円	11,340円～5,680円

※手当の支給は、児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日までです。

※児童が身体障害者手帳1～3級もしくは療育手帳Aの交付を受けているか、又は特別児童扶養手当の支給対象となっている場合は、20歳到達時まで手当の支給が延長されます。

- 支給制限
- ・所得額（年収から給与所得控除等を行い、養育費の8割相当額を加算した額）により、支給区分及び支給額が決定されます。
 - ・所得が一定額を超える場合は、一部又は全部が支給されません。
 - ・児童が児童福祉施設等に入所しているとき、又は里親に委託されているときは支給されません。
 - ・手当の請求者又は児童が公的年金等を受給できるとき及び、児童が父又は母に支給される公的年金等の加算の対象となっているときは、支給されない場合があります。

○窓 口 子ども家庭支援課子育て給付係 TEL71-2255

障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とし、重度の障がいをもつ20歳未満の人に支給されます。

○内 容 月額16,560円（令和8年4月分から）

○障がい程度 身体障害者手帳1、2級程度

療育手帳A1程度

精神障害者保健福祉手帳1級程度

（認定となる障がい程度は個々の状態により異なるので、あくまで目安となります。）

- 支給制限
- ・所得が一定額を超える場合は、支給されません。
 - ・児童福祉施設等に入所している場合は受けられません。
 - ・障がい理由とする年金等を受給している場合、支給されません。

○窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とし、重度の障がいを重複して有する 20 歳以上の人等に支給されます。

- 内 容 月額 30,450 円（令和 8 年 4 月分から）
- 障がい程度 身体障害者手帳 1、2 級程度
療育手帳 A1 程度
精神障害者保健福祉手帳 1 級程度
（認定となる障がい程度は個々の状態により異なるので、あくまで目安となります。）
- 支給制限 ・所得が一定額を超える場合は支給されません。
・施設入所者や病院等へ 3 カ月を超えて入院している場合は支給されません。
- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

重度心身障害者(児)福祉金

安曇野市内に住所を有する重度心身障がい者（児）を対象に支給されます。

- 内 容 月額 2,000 円とし、半期ごとにまとめて支給されます。
- 障がい程度 ①20 歳未満の下記のいずれかに該当する障がい者（児）
身体障害者手帳 1～3 級を交付されている人
療育手帳を交付されている人
特別児童扶養手当の支給対象児童
②20 歳以上の精神障害者保健福祉手帳 1、2 級を交付されている人
- 支給制限 施設入所者や病院等へ 3 カ月を超えて入院している場合は支給されません。
- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

重度心身障害者(児)介護慰労金

申請年度の 9 月 1 日を基準日とし、3 歳以上の重度心身障がい者（児）を基準日前の 1 年間のうち、180 日以上自宅で介護している人に支給されます。

- 内 容 年額 50,000 円
- 要 件 基準日前の 1 年間継続して特別障害者手当または障害児福祉手当（うち療育手帳 A1 を交付されている人に限る）を受給している人を介護している人
※65 歳以上で要介護 3 以上の人は、高齢者介護課から支給されます。
- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

心身障害者扶養共済

心身障がい者を扶養している人が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している人が死亡したり、著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた心身障がい者に年金を支給するものです。一人の心身障がい者につき2口まで加入できます。

- 内 容 ・加入者が死亡し、又は著しい障がいを有する状態になったとき
月額1口あたり20,000円を支給
 - ・1年以上加入し、障がい者が加入者より先に死亡したとき
一時金1口あたり50,000円～250,000円を支給
 - ・5年以上加入し制度を脱退したとき
脱退一時金1口あたり75,000円～250,000円を支給
- 加入要件 身体障害者手帳1～3級の人、知的障がい者、または精神障がい者を扶養している保護者（父母、配偶者等）で、県内に居住し、65歳未満で特別な疾病又は障がいのない健康状態であること。
- 掛 金 加入時の年齢により、1口月額9,300円～23,300円
※掛金が減額や免除になる場合があります。
- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当

交通・災害遺児見舞金

県内に住所を有し、満18歳に達した日以降の最初の3月31日までに、交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡または重度（国民年金法による障がい程度1級（身体）に相当）の障がい者となった児童に支給されます。

- 内 容 1人あたり 150,000円
- 窓 口 安曇野市社会福祉協議会 TEL72-1871 FAX72-9130

特定疾患患者見舞金

長野県が発行する下記要件の各受給者証を交付されている人に、経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため支給されます。

- 内 容 12,000円
- 要 件 申請年度の11月1日（基準日）現在において、安曇野市に引き続き6か月以上住所を有する人で以下のいずれかの受給者証（基準日が有効期間に含まれるもの）の交付を長野県より受けている人
 - ・特定疾患医療受給者証
 - ・ウイルス肝炎医療費受給者証
 - ・小児慢性特定疾病医療受給者証
 - ・特定医療費受給者証
 - ・長野県特定疾病医療費受給者証
- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

自動車事故被害者救済制度

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事および排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な方は介護料を受給できる可能性があります。

○内 容 月額 42,700 円～226,330 円

○窓 口 独立行政法人 自動車事故対策機構 TEL03-5608-7560

5 税金

所得税・市県民税に関する所得控除

税額計算の基礎となる所得から次の額が控除されます。

○内 容

控除名	内容	所得税	市県民税
障害者控除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B1、B2 精神障害者保健福祉手帳 2、3 級程度	27 万円	26 万円
特別障害者控除	身体障害者手帳 1、2 級 療育手帳 A1、A2 精神障害者保健福祉手帳 1 級程度	40 万円	30 万円
同居特別障害者控除	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている人	75 万円	53 万円

○窓 口 【所得税】 松本税務署 TEL32-2790（自動音声案内）
（給与所得者は勤務先の給与担当）

【市県民税】 税務課市民税担当 TEL71-2485
（給与所得者は勤務先の給与担当）

利子等の非課税（障がい者マル優、特別マル優）

一定の手続きにより、障がい者が預け入れた少額預貯金（マル優）及び購入した少額公債（特別マル優）について、元本の合計額が 350 万円を限度として利子等が非課税になります。

○対 象 者 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人
・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の受給者
・障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の受給者

○窓 口 郵便局、銀行、証券会社等

相続税に関する障害者控除

相続人が障がい者（85 歳未満）である場合、相続税額から一定額が控除されます。

○内 容

障がい 程 度	税 額 控 除 額
身体障がい 1、2 級／知的障がい A1、A2／精神障がい 1 級程度	20 万円 ×（85 歳に達するまでの年数）
身体障がい 3～6 級／知的障がい B1、B2／精神障がい 2、3 級程度	10 万円 ×（85 歳に達するまでの年数）

○窓 口 松本税務署 TEL32-2790（自動音声案内）

贈与税の非課税

「特定障がい者」に該当し、信託会社を通じて「障害者非課税信託申告書」を税務署長に提出している信託契約について、信託受益権の価額のうち、特別障がい者の方は6,000万円、特別障がい者以外の方は3,000万円まで贈与税がかかりません。

「特定障がい者」の該当要件を含め、詳細は信販会社にお問い合わせください。

○窓 □ 信託銀行等

事業税の非課税

両眼の視力を喪失した人及び万国式視力表により測定した両眼の視力が0.06以下の重度視覚障がい者が行う、あんま、指圧、針、灸、マッサージ、その他の医業に類する事業の事業税が非課税となります。

○窓 □ 中信県税事務所 TEL47-7800

自動車税・軽自動車税の減免

身体障害者手帳等をお持ちの人で、一定の要件を満たす場合は、軽自動車税・自動車税が減免となります。

※下記は制度の概略です。詳しくは担当窓口で必ずご確認ください。

1 減免の要件

次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす場合に減免が受けられます。

(1) 障がい要件

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの人で、下表の等級に該当する人

障がい区分		障がいの等級	
		障がい者本人が所有し 運転をする場合	障がい者と生計を一にする 人又は常時介護する人が 運転をする場合
身体 障害 者 手 帳	視覚障がい	1、2、3、4級	左欄と同じ
	聴覚障がい	2、3級	左欄と同じ
	平衡機能障がい	3級	左欄と同じ
	音声機能障がい	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	—
	上肢不自由	1、2級	左欄と同じ
	下肢不自由	1、2、3、4、5、6級	1、2、3級
	体幹不自由	1、2、3、5級	1、2、3級

	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障がい	上肢 機能	1、2級	左欄と同じ
		移動 機能	1、2、3、4、5、6級	1、2、3級
	心臓機能障がい		1、3級	左欄と同じ
	腎臓機能障がい		1、3級	左欄と同じ
	呼吸器機能障がい		1、3級	左欄と同じ
	膀胱又は直腸の機能障がい		1、3級	左欄と同じ
	小腸の機能障がい		1、3級	左欄と同じ
	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障がい		1、2、3級	左欄と同じ
肝臓機能障がい		1、2、3級	左欄と同じ	
療育手帳		総合判定A	左欄と同じ	
精神障害者保健福祉手帳		1級	左欄と同じ	
戦傷病者手帳		障がいの程度が一定の範囲に該当する人（詳細は税務課にお問合せ下さい）		

(2) 使用要件

次のいずれかの用途で使用すること。

ア 障がいのある人ご本人が運転すること

イ 障がいのある人の通院・通学・通勤その他日常生活の必要のために、障がいのある人と生計を一にする人が運転すること

ウ 障がいのある人のみで構成される世帯の場合で、障がいのある人の通院・通学・通勤その他日常生活の必要のために、障がいのある人を日常的に介護する人が運転すること

(3) 所有要件

次のいずれかの人が所有する自動車（軽自動車を含む。）であること（障がいのある人1人につき、自家用の自動車1台に限る。）

ア 障がいのある人ご本人が所有

イ 障がいのある人と生計を一にする人（次のいずれかに該当する場合に限る。）

- ・身体に障がいがある人が18歳未満で上記（2）使用要件のイに該当する場合
- ・知的又は精神の障がい等で上記（2）使用要件のア又はイに該当する場合

2 減免額

(1) 軽自動車税

その年度分全額が減免されます。

(2) 自動車税

45,000円まで減免されます。これを超える場合は差額分を納付していただきます。排気量2.5リットル以下の自家用自動車は、自動車税額が45,000円以下ですので、全額減免されます。

3 窓口等

(1) 軽自動車税

○窓 口 税務課諸税係 TEL71-2484 (直通) または各支所

○申請期限 軽自動車税の納期限 (5月末) まで

(2) 自動車税

○窓 口 中信県税事務所 TEL40-1905 (直通) 自動車税松本分室 TEL58-2980

○申請期限 自動車税の納期限 (5月末) まで

※年度の途中で要件に該当することになった人は要件を満たした日 (障害者手帳交付、自動車の取得、等級変更、病院からの退院など) から 30 日以内に申請してください。期限を過ぎて申請があった場合は、申請日の属する月の翌月から月割りで減免になります。

(3) 同一生計証明書、日常的介護者の証明書

減免を受ける際、障がい者と生計を一にする者、又は障がい者を常時介護する者による運転である時は、当該事実を証明する書類として福祉事務所長が発行する証明書が必要です。

○窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 TEL71-2251 (直通)

6 貸付制度

生活福祉資金の貸付

※下記は制度の概略です。詳しくは下記窓口にお問い合わせ下さい。

次のような各種資金の貸付制度があります。

(身体障がい者世帯・知的障がい者世帯・精神障がい者世帯)

貸付対象経費	貸付上限額	償還期間の目安
生業を営むために必要な経費	4,600,000円	20年
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6カ月程度 1,300,000円 1年程度 2,200,000円 2年程度 4,000,000円 3年以内 5,800,000円	8年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000円	7年
福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円	8年
障がい者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000円	8年
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000円	10年
負傷又は疾病の療養に必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及び期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1年を超えないときは 1,700,000円 1年を超え1年6カ月以内であつて、世帯の自立に必要なときは 2,300,000円	5年
介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及び期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1年を超えないときは 1,700,000円 1年を超え1年6カ月以内であつて、世帯の自立に必要なときは 2,300,000円	5年
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	1,500,000円	7年
冠婚葬祭に必要な経費	500,000円	3年
住居の移転、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000円	3年
就職、技能習得等の支度に必要な経費	500,000円	3年
その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000円	3年
緊急小口資金 (緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合の資金)	100,000円	8か月以内

○窓 口 安曇野市社会福祉協議会 (まいさぼ安曇野) TEL88-8707 FAX88-8303

7 移動支援

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者を対象に、ヘルパーによる外出のための支援を行います。

○内 容 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【社会生活上必要不可欠な外出とは】

(例) 官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、冠婚葬祭等で、原則として1日の範囲内で用務を終えるもの。

【余暇活動等社会参加のための外出とは】

(例) レジャー、レクリエーション、映画、音楽鑑賞、外食等で、原則として1日の範囲内で用務を終えるもの。

○対 象 者 安曇野市に住所を有する、以下のいずれかに該当する人

①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人

②「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に掲げる特殊の疾病である人

③自立支援医療（精神通院）や特別児童扶養手当、精神障害による障害年金を受給している人

④障害福祉サービスの支給決定を受けている人

⑤医師による診断書又は意見書により利用が必要と認められた人

ただし、対象者が以下に該当する場合は利用できません。

・障害者総合支援法による行動援護や同行援護、介護保険法による同等のサービス等が受けられるとき。

・小学生以下の児童または中学生以上であっても、保護者の同行が適当であるとき。

・医院機関への入院または施設に入所しているとき。（ただし帰省中は除く。）

○利用施設 市と契約している事業所

○費用負担 費用負担はありませんが、交通費等の実費は利用者の負担となります。

※支給提供時間は、原則月20時間が上限となります。

※個別支援（利用者1：ヘルパー1）と同時支援を行うグループ支援（利用者2～5：ヘルパー1）があります。

※通院・通年かつ長期にわたる外出（通学・通園・通所等）・通勤・営業活動等の経済活動に係わる外出・社会通念上適当でない外出は対象外です。

○窓 口 障がい者支援課支援給付担当 各支所地域づくり課地域担当

バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人は次のとおり割引されます。

○割引内容

種 類	適 用 範 囲	割引率
普通乗車券	単独又は介護者とともに乗車する場合	5割
定期乗車券	単独又は介護者とともに乗車する場合	各バス会社にお問い合わせ 合わせください

※介護者の必要性の認定は各会社（又は運転手）の判断による

○利用方法 障害者手帳を乗車券販売窓口に掲示し購入するか、乗降車時に運転手に障害者手帳を提示し割引料金を支払ってください。

○高速バス 高速バスについても割引がありますが、詳しくはバス会社へお問い合わせください。

タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人は、タクシー料金の割引があります（一部事業者）。ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は除きます。（相乗りする場合も、障がい者が乗車する区間については、割引対象となります。）

○割引率 1割引

○利用方法 乗車時必ず最初に運転者に障害者手帳を提示してください。

○適用範囲 長野県内（県外については、タクシー会社へお問い合わせください。）

JR 運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳を交付されている人は次のとおり割引されます。

○割引内容

種 類	適 用 範 囲	割引率
普通乗車券	◎第1種身体障がい者、第1種知的障がい者、第1種精神障がい者が介護者とともに乗車する場合 ◎第1種・第2種身体障がい者、第1種・第2種知的障がい者、第1種・第2種精神障がい者が片道100kmを超える区間を単独で乗車する場合	5割
定期乗車券	◎第1種身体障がい者、第1種知的障がい者、第1種精神障がい者が介護者とともに乗車する場合 ◎12歳未満の第2種身体障がい者、第2種知的障がい者、第2種精神障がい者が介護者とともに乗車する場合 (12歳未満の障がい児の場合は、介護者のみが割引対象)	
回数乗車券 普通急行券	◎第1種身体障がい者、第1種知的障がい者、第1種精神障がい者が介護者とともに乗車する場合	

○利用方法 障害者手帳を提示して駅の窓口で乗車券を購入してください。

大人料金の第1種障がい者と介護者が100km以内の乗車券を購入する場合は、自動販売機の小児用乗車券で代用できます。（改札で障害者手帳を提示してください。）

- 障がい区分 第1種、第2種の区分は手帳に記載されていますが、身体障がい者については、第1種がおおむね重度の人、第2種が中・軽度の人で、知的障がい者については第1種がA1、A2、第2種はB1、B2の人で、精神障がい者については第1種が1級、第2種が2級、3級の人となります。
- 私鉄等 JRに準じた割引があります。詳しい内容は各鉄道会社にお問い合わせください。

航空旅客運賃の割引

次の要件に該当する人は、一部の航空会社の国内航空運賃が割引になります。

- 要件 満12歳以上で、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）を交付されている人と介護者1名
- 割引率 航空会社が国内路線ごとに設定
- 利用方法 障害者手帳を航空会社の窓口で提示して航空券を購入してください。

※令和2年10月より、一部の航空会社において割引要件が拡大されました。

詳しい内容は各航空会社にお問い合わせください。

有料道路通行料金の割引

各高速道路株式会社や道路公社などが管理する有料道路（道路整備特別措置法に基づく有料道路）の通行料金の割引があります。

介護者が運転する場合でも割引の対象になることがあります。割引を受けるには、事前に車の登録が必要となります。車・ETCカードの所有者や、車種等についての詳しい条件については、申請前に下記窓口へお問い合わせください。

- 要件
- ・本人運転の場合
身体障害者手帳を交付されている人
 - ・本人以外（介護者）の運転の場合
身体障害者手帳を交付されている人で、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄が第1種の人、または療育手帳A1、A2を交付されている人の介護者
- 割引率 5割
- 申請方法 以下のものをご用意のうえ、下記窓口へ申請をしてください。
- ・障がい者ご本人の障害者手帳、運転免許証（本人運転で、新規申請の場合）
 - ・登録する自動車の車検証、自動車検査証記録事項
 - ・割賦契約書またはリース契約書（割賦契約又はリース契約により自動車を利用の場合）
 - ・障がい者ご本人名義のETCカード（ETCをご利用の場合で、新規申請またはカード変更の場合）
（本人が未成年で介護者運転の場合は、名義人が親権者又は後見人のカードも対象となります。）
 - ・ETC車載器管理番号がわかるもの（ETCをご利用の場合で、新規申請または車載器変更の場合）

○窓口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

障害者外出支援利用券（タクシー券）の交付

次の要件に該当する人に、外出支援利用券（タクシー券）を交付します。

- 要件 市内に住所を有する在宅の人で、以下のいずれかの障害者手帳を交付されており、自動車税・軽自動車税の減免を受けていない人
- ・身体障害者手帳 1、2 級
 - ・療育手帳 A1、A2
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1、2 級
- 交付内容 500 円の利用券を年間最大 30 枚交付します。ただし、当該年度の途中で利用申請をされた場合は、申請をされた月から年度末（3 月）までの月割りになります。認定された人には後日、利用券をお送りします。
- 使用範囲 市内又は隣接市町村内に事業所を有するタクシー会社で市の登録をうけたもの。
- 窓口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

寝たきり高齢者等通院等支援事業

自宅から医療機関又は福祉施設に送迎をする際、福祉タクシーの利用料金の一部を補助するサービスです。

- 対象者 寝たきり又は車いす、ストレッチャーを移動手段としている 65 歳以上の人、もしくは身体障害者手帳 1、2 級をお持ちの人
- 助成内容 福祉タクシー利用料金（乗車賃）の半額を補助します。1 か月の補助限度額は 5,000 円になります。
- その他 利用する場合は、事前に利用登録申請書を提出してください。
- 窓口 高齢者介護課 長寿福祉係 TEL71-2254

腎臓透析利用者通院支援事業利用券（タクシー券）の交付

次の要件に該当する人に、腎臓透析利用者通院支援事業利用券（タクシー券）を交付します。この利用券は、透析のための通院時にのみ使用できます。

- 要件 市内に住所を有し、在宅で腎臓機能障害による身体障害者手帳の交付を受けており、タクシーによる通院を必要とする人。
- 交付内容 500 円の利用券を月あたり 10 枚交付します。（年間最大 120 枚）
認定をされた人には後日、利用券をお送りします。
- 使用範囲 市内又は隣接市町村内に事業所を有するタクシー会社で市の登録をうけたもの。
- 窓口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

腎臓透析治療通院時の交通費の助成

次の要件に該当する人に、腎臓透析治療のために通院する際の交通費（燃料代）を助成します。

- 要件 市内に住所を有し、在宅で腎臓機能障害による身体障害者手帳を受けており、住民税（市県民税）所得割が非課税の人。
- 助成内容 県燃料単価 × 通院距離 × 10分の1 × 通院回数 の2分の1。
ただし、1カ月あたり5,000円を限度とします。
年度末に提出いただく実績報告書に基づき助成金をお支払いします。
- 窓口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

※ 上記、各利用券の交付、通院時交通費の助成につきましては、**いずれか1つ**の制度がご利用いただけます。申請いただく対象者の人の障がいの状況、諸条件により利用いただけるものが異なりますので詳しくは各窓口へお問い合わせください。

デマンド交通「あづみん」及びコミュニティバス運賃減免

デマンド交通「あづみん」（予約制の乗り合いタクシー）及びコミュニティバス（定時定路線）の運賃が減免になります。

- 要件 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている方で、一人で乗り降りができる方または、介助の人が同乗して利用する場合。（車イスでの利用はできません）※介助の方は通常運賃となります。
- 減免内容 1回の運賃あづみん300円（中学生以上）、定時定路線200円（学生を除く大人）のところ、それぞれ100円になります。
- 窓口 受付センター TEL71-1233 FAX73-1114（利用登録用）

※運行日や運行時間にご注意ください。

※デマンド交通「あづみん」の利用開始にあたっては原則、**事前に利用登録が必要**となります。

減免を受ける場合は、乗車時に手帳の提示をお願いします。

※問い合わせ等につきましては

安曇野市社会福祉協議会 TEL72-1871 又は 安曇野市政策経営課 TEL71-2401 まで

信州パーキング・パーミット制度

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用いただくため、県内共通の「利用証」を県が交付します。県の代行として障がい者支援課障がい福祉担当窓口でも交付が受けられます。

- 要件 障がいのある人、難病患者、高齢の人、妊産婦などの要件あり
- 窓口 長野県健康福祉部地域福祉課 TEL026-235-7114
(交付申請書は、障がい者支援課障がい福祉担当・各支所地域づくり課地域担当窓口にもあります。)

駐車禁止規制の適用除外

各種手帳を交付されている人で、一定の要件を満たす場合は、駐車禁止場所または時間制限駐車区間の駐車禁止規制の対象から除外されます。

- 要件 身体障害者、知的障害者、精神障害者、小児慢性特定疾患児、戦傷病者のうち一定の要件（手帳に記載された障害の区分と等級など）に該当する人や、身体障害などが理由で歩行が困難なことにより社会生活が制限されると認められる人

※詳しくは警察署へご相談ください。

- 窓口 安曇野警察署 TEL72-0110
(手帳、印鑑、車検証、免許証をお持ちください。)

自動車改造費の助成

重度の肢体不自由者が自ら運転する自動車を改造する場合に助成します。

※改造する前に申請が必要です。

- 要件 ・身体障害者手帳の交付を受けており、在宅で、自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる人
・前年の所得税課税所得金額が、当該年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人
- 助成額 改造にかかった費用（上限 10 万円）
- 持ち物 手帳、印鑑、運転免許証、改造前の写真、見積書、車検証（使用者欄が手帳所有者であること）、改造部分のわかるカタログ等
- 窓口 障がい者支援課障がい福祉担当

自動車運転免許取得の助成

身体障害者で自動車の運転免許を取得しようとする人に取得費の一部を助成します。※障がいによる再認定は助成の対象になりません。

※教習所申込前に必ずご相談ください。

- 要件 次の要件をすべて満たす人
- ①安曇野市に6カ月以上居住する人
 - ②自動車運転免許を取得することにより、社会参加が見込まれる人
 - ③次のいずれかに該当する身体障害者手帳の交付を受けている人
 - ・聴覚又は平衡機能機能障害（4級以上）
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害
 - ・肢体不自由
 - ④前年の所得税額が8万円以下の世帯に属する人
- 助成額 取得費の2/3以内（上限、10万円）
- 持ち物 手帳、印鑑、予備適性検査結果通知書

- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当
- その他 予備適性検査については、長野県警察本部中南信運転免許センター（塩尻市宗賀）
TEL53-6611 へお問い合わせください。

通所・通園等推進事業

心身障がい児（者）施設に入所・通所している障がい児（者）の介護者を対象とした自動車利用に対する交通費の助成を行います。

○助成内容

（県補助事業分） （※県燃料単価×往復距離×10分の1）

対象者	対象経費	助成内容
県内の心身障がい者施設に入所している者の介護者	帰省時に利用する有料道路の通行料	2分の1

（市事業分）

対象者	対象経費	助成内容
市内の居住地から自家用車で児童発達支援又は放課後等デイサービスを実施している施設に通所・通園している児童及び当該者と生計を一にする人	通園及び通所等で利用した自家用車の燃料代	補助基準額（※）×通園日数×2分の1

- 利用方法
- ・施設の証明書が必要になります。
 - ・有料道路代の助成の場合は、有料道路利用時の領収書が必要となります。

○窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当

身体障害者補助犬の給付

身体障害者に、身体障害者補助犬が給付されます。

種類	盲導犬	介助犬	聴導犬
対象者	視覚障がい1級	肢体不自由2級以上	聴覚障がい3級以上
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上で、県内に1年以上居住している人。 ・身体障害者補助犬を適切に飼育し、利用できる人。 詳細はお問い合わせください。		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の間の経費（交通費・食事代等）や補助犬の飼育にかかる経費は、障がい者負担となります。 （次の助成制度「身体障害者補助犬飼育費助成事業」が利用できます。）		

- 窓 口 障がい者支援課支援給付担当
- 長野県健康福祉部障がい者支援課 TEL026-235-7103 FAX026-234-2369

身体障害者補助犬飼育費助成事業

身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の給付を受けている人に飼育費を助成します。

○対象者 安曇野市に住所を有し居住している身体障害者補助犬の給付を受けている人。

○補助内容 月額3,000円を助成。

○窓口 障がい者支援課支援給付担当

8 障害者自立支援給付

障害者自立支援給付には、在宅で訪問を受けたり、事業所へ通所して利用するサービスや、施設に入所して利用するサービスがあります。これらのサービスは、次の二つに分けられます。

① 介護給付サービス

障害支援区分が一定以上の人に、生活上または療養上の必要な介護を行います。

② 訓練等給付サービス

身体的または社会的なリハビリテーションや、就労につながる支援を行います。

ただし、介護保険の対象となる人は、原則として介護保険の各種事業を利用していただくことになります。

介護給付サービス

介護給付サービスの種類と、おもな内容は以下のとおりです。

サービスの名称		内 容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動する時必要な介助や外出時の移動支援などをします。
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障がい者等 包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
日中活動系サービス	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護 (デイサービス)	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
居住系サービス	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

訓練等給付サービス

訓練等給付サービスの種類と内容は以下のとおりです。

サービスの名称		内 容
訪問系 サービス	就労定着支援	就労移行支援、就労継続支援等を利用した後、企業へ就職した人を対象に、就職後の生活上の課題に対して支援を行います。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障がい者で一人暮らしを希望する人に必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
日中活動系 サービス	自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)	自立した日常生活や社会活動ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労選択支援	就労を希望する人に、短期間の生産活動等の機会を提供し、就労に関する適正や知識の評価を行います。また、その結果に基づき必要な障がい福祉サービス事業者との連絡調整を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
居住系 サービス	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、居住における相談や日常生活上の援助をします。

■ サービス利用までの流れ

- ①相談・申請
- ②心身の状況に関する 80 項目の調査【認定調査】
- ③障害支援区分(※)のコンピュータ判定【一次判定】
- ④障害支援区分の審査会判定【二次判定】(介護給付利用の場合のみ)
- ⑤サービス等利用計画(案)の作成
- ⑥サービス等担当者会議
- ⑦支給決定・受給者証の交付
- ⑧サービス提供事業者との契約
- ⑨サービス利用開始

※ 障害支援区分とは…

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示した 6 段階の区分(区分 1～6: 区分 6 の人が支援の度合が高い)

○費用負担

利用者及び配偶者(児童の場合は同一世帯員)の市民税の課税の有無、本人収入額により自己負担額が決定されます。

○窓口 障がい者支援課支援給付担当

9 障害児通所支援

児童福祉法に基づき、18歳未満の障がい児に対して生活能力の向上や、集団生活への適応、社会との交流促進等の療育訓練を行う支援です。

サービスの名称	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がい児（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校在学中の障がい児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を居宅にて行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児を対象に、事業所職員が保育所等へ訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

■サービス利用までの流れ

- ①相談・申請
 - ②5領域20項目の調査【概況調査】
 - ③放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標（放課後等デイサービス利用者のみ）
 - ④サービス等利用計画（案）の作成
 - ⑤サービス等担当者会議
 - ⑥支給決定・受給者証の交付
 - ⑦サービス提供事業者との契約
 - ⑧サービス利用開始
- 対象児 身体障がいのある児童、知的障がいのある児童、発達障がいのある児童、精神障がいのある児童、難病の児童等
- 費用負担 利用児と同一世帯員の市民税課税の有無、収入額により自己負担額が決定されます。
- 窓口 障がい者支援課支援給付担当

10 在宅生活の支援

日中一時支援事業

在宅の障がい児者を介護者（保護者）が一時的に家庭において介護できないとき、事前に契約しておいた事業所等が日中活動の場を提供し、見守り・訓練等を行います。

- 対象者 安曇野市に住所を有する、以下のいずれかに該当する人。
- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人
 - ②「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に掲げる特殊の疾病である人
 - ③自立支援医療（精神通院）や特別児童扶養手当、精神障害により障害年金を受給している人
 - ④障害福祉サービスの支給決定を受けている人
 - ⑤医師による診断書又は意見書により利用が必要と認められた人
- ただし、対象者が以下に該当する場合は利用できません。
- ・児童福祉法による保育サービス、介護保険法等による同等のサービスが利用できるとき。
 - ・医療機関に入院しているとき。
- 利用施設 市と契約している事業所
- 費用負担 食費等は利用者の実費負担になります。（各事業所にご確認ください。）
- 窓口 障がい者支援課支援給付担当 各支所地域づくり課地域担当

タイムケア事業

在宅の障がい児者を介護者（保護者）が一時的に家庭において介護できないとき、事前に登録しておいた介護者（隣人や知人又は指定された民間福祉団体等）が介護の支援をします。

- 対象者 重症心身障がい者（児）、知的障がい者（児）、身体障がい児、重度身体障がい者、精神障がい者
- 利用目的 介護者宅等での介護（移動目的では使用できません）
- 利用時間 年 300 時間以内
- 費用負担 食費等は利用者の実費負担となります。
- 利用方法 利用前に申請をしてください。
- 窓口 障がい者支援課支援給付担当 各支所地域づくり課地域担当

家族介護用品購入助成事業

重度障がい者等であって、在宅している 3 歳以上の人を介護している人に、紙おむつ等購入費用の一部を助成する券を交付します。

- 対象者 ・下肢機能障害 1、2 級又は体幹機能障害 1～3 級である身体障害者手帳（手帳等級が 1、2 級であるものに限る。）を交付されている人

- ・療育手帳 A1 を交付されている人
 - ・特別障害者手当受給者
 - ・要介護 3 以上に認定されている人
- 助成内容 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、防水シート、清拭剤(清拭用シートを含む。)、ドライシャンプー、口くうケアスポンジ及び口くうケアウェットティッシュを購入する際に利用できる助成券を月あたり 1,000 円分(1 枚)交付します。(年間最大 12 枚)
- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

入浴料金割引券の交付

次の要件に該当する人に、入浴料金割引券を交付します。

- 要件 申請年度の 4 月 1 日時点において市内に住所を有する 69 歳以下の人で、以下のいずれかの手帳を交付されている人。
- ①身体障害者手帳 1～3 級
 - ②療育手帳
 - ③精神障害者保健福祉手帳
- *年度途中で手帳を取得、市内へ転入してきた場合は当年度は対象となりません。
 - *申請時点で有効期限等が切れている場合は更新後に申請可能となります。
 - *前年度に交付を受けていた方には申請を経ずに交付されます。(要件を満たしている場合)
 - *70 歳以上の人へは、高齢者介護課長寿福祉係から交付されます。
- 交付内容 200 円の割引券を 12 枚交付します。認定された人には後日、割引券をお送りします。
- 使用範囲 市内の入浴施設(割引券送付時に利用施設一覧をお送りします。)
- 関連 安曇野しゃくなげの湯「暖らんの湯」入浴料金割引券と重複して申請できません。
- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

安曇野しゃくなげの湯「暖らんの湯」入浴料金割引券の交付

次の要件に該当する人に、入浴割引券を交付します。

- 要件 申請年度の 4 月 1 日時点において市内に住所を有する、入浴時に介助者が必要な以下のいずれかに該当する障害者手帳を交付されている人。
- ①視覚障がいの人
 - ②上肢または下肢の障がいをもつ一部の人
 - ③体幹の機能障がいにより歩行が困難な人または同程度以上の障がいをもつ一部の人
 - ④療育手帳 A1、A2 または精神障害者保健福祉手帳 1、2 級を有する人
 - ⑤療育手帳 B1、B2 または精神障害者保健福祉手帳 3 級を有し、かつ医療機関または療育機関により入浴時に介助が必要と認められた人
- 交付内容 1,500 円の割引券を年間 48 枚交付します。認定された人には後日、割引券をお送りします。
- 使用方法 割引券が利用できるのは、1 回につき平日の午後 1 時から午後 6 時のうち 1 時間で

す。事前にしゃくなげの湯へ予約（TEL88-4126）が必要です。

○関連 200 円の入浴料金割引券と重複して申請できません。

○窓口 障がい者支援課障がい福祉担当

訪問入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難な重度の身体障がい者及び身体障がい児に対し、訪問入浴サービス事業所が家庭に訪問して、居室に移動式の浴槽を持ち込み入浴のサービスを実施します。

○対象者 市内に住所を有し、次の要件を全て満たす人または市長が特に必要と認めた人

- ・体幹 1 級又は 2 級の身体障害者手帳の交付を受けている人
- ・医師が入浴可能と認めた人
- ・感染症疾患がない人
- ・家庭において家族等の介助のみでは入浴が困難な人
- ・介護保険制度に基づく訪問入浴サービスを受けることができない人

○その他 光熱水費等の実費以外は自己負担はありません。

○窓口 障がい者支援課 支援給付担当 各支所地域づくり課地域担当

手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者等の社会生活又は日常生活でのコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

また、感染症の拡大防止や災害時などの緊急時でも、スマホやタブレットを使用し、離れた場所から手話通訳を行える「遠隔手話通訳システム」が利用できます。申し込み方法は通常の手話通訳者等派遣事業と同様です。

○対象者 市内に住所を有する聴覚障がい及び音声・言語機能障がいの身体障害者手帳所持者

○窓口 障がい者支援課支援給付担当

電話リレーサービス

聴覚障がい者と聞こえる人との会話を通訳オペレーターが手話、または文字と音声を通訳することにより、電話で双方向につながるができるサービスです。

下記 HP より利用登録をしてご利用ください。

（一財）日本財団電話リレーサービス URL <https://www.nftrs.or.jp/>

TEL03-6275-0910 FAX03-6275-0913

令和 7 年 1 月から、利用者が自身の声で相手先に伝え、相手先の声を文字で読むことを可能にする「文字表示電話サービス」（サービス名：「ヨメテル」）が新たに開始されました。

文字表示電話サービス（ヨメテル） カスタマーセンター URL <https://www.yometel.jp/>

TEL0120-328-123 9:30～17:00（年末年始を除く）

身体障害者住宅等整備事業

(注) 必ず事前にご相談ください。

重度の身体障がい者が日常生活の一部を自力で行えるよう浴室、台所、便所、洗面所、玄関、階段、手すりの取り付け、床段差の解消等を整備改善する場合、県の補助事業に基づき補助金を交付します。

- 障がい程度 身体障害者手帳 1～3級を交付されている 65 歳未満の人
- 所得制限 前年分の所得税額の合計額が世帯全体で 8 万円以下であること。
- 補助限度額 63 万円
- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当
- 関 連 住宅の新築、増改築は対象になりません。

※身体障害者手帳 4～6 級を交付されている 65 歳未満の人でも条件により一部受けられる場合がありますので、事前にご相談ください。

公営住宅の優先入居

障がい者又は障がい者と同居する世帯は、公営住宅への入居が抽選となった場合の優遇措置や家賃の減免が受けられる場合があります。また、障がい者向け公営住宅もあります。

- 障がい程度 身体障害者手帳 1～4 級
療育手帳 重度～中程度
精神障害者保健福祉手帳 1、2 級
戦傷病者手帳特別項症から第 6 項症等
- 所得制限 入居、減免には一定の所得要件がありますので、詳しくは下記窓口へお問い合わせください。
- 窓 口 市営住宅 都市建設部建築住宅課
TEL71-2245 FAX72-3569
県営住宅 管理代行者 長野県住宅供給公社松本事務所 (県松本合同庁舎南)
TEL47-0240 FAX47-8902

NHK 受信料の免除

次に該当する場合、NHK 受信料が免除されます。

○内 容

半額免除	●NHK 受信契約者が世帯主で 視覚・聴覚障がい者 1～6 級 身体障害者手帳 1、2 級 療育手帳 A1 精神障害者保健福祉手帳 1 級を交付されている場合
全額免除	●身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が世帯の構成員で あり世帯全員が市県民税（住民税）非課税

- 窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当
NHK ふれあいセンター TEL0570-077-077

NTT 番号無料案内

下記の障がい者の人は無料で番号案内（ふれあい案内）を利用することができます。

- 障がい程度 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）
1、2級／視覚1～6級／聴覚2、3、4、6級／音声・言語・そしゃく3～4級
療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人

- 窓 口 NTT 東日本 フリーダイヤル TEL0120-104174

- 関 連 上記のサービスの他に「電話お願い手帳」「ファックスによるサービス」等のサービスがあります。

詳しくは「ふれあい案内事務局」 TEL0120-104174（全国共通）

FAX0120-104134（全国共通）

携帯電話基本使用料等の割引

次に該当する場合、携帯電話の基本使用料等が割引されます。

- 対 象 者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている人

- 窓 口 各携帯電話会社の取扱店またはグループ店

青い鳥郵便葉書の無料配布

青い鳥郵便はがき（20枚）が無料配布されます。

- 対 象 者 身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A1、A2を交付されている人

- 申し込み 毎年4月～5月に、お近くの郵便局に手帳を提示してお申し込みください。

- 窓 口 お近くの郵便局

郵便等による不在者投票

以下の要件に該当する人は、「郵便等投票証明書」の交付をうけることで、郵便により投票することができます。詳細は、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

障害名／手帳の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険 被保険者証
両下肢、体幹の障がい	1級または2級	特別項症から第2項症	—
移動機能の障がい	1級または2級	—	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級または3級	特別項症から第3項症	—
免疫の障がい	1級から3級	—	—

肝臓の障がい	1 級から 3 級	特別項症から第 3 項症	－
要介護状態区分	－	－	要介護 5

○郵便等による不在者投票における代理記載制度

前段の要件に加え、上肢または視覚の障がいや身体障害者手帳 1 級あるいは戦傷病者手帳特別項症から第 2 項症である人は、「郵便等による不在者投票における代理記載制度」を利用することができます。

○窓 口 選挙管理委員会事務局 TEL71-2031

長野県障がい者文化芸術祭作品展

毎年 9 月に開催される長野県障がい者文化芸術祭の作品展への出品を募集しています。

○募集時期 7 月頃 「広報あづみの」等で募集します。

○窓 口 障がい者支援課支援給付担当

長野県障がい者スポーツ協会

障がい者スポーツ各種大会の開催や障がい者スポーツのさまざまな情報提供を行っています。

○窓 口 公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会

(長野県障がい者福祉センター「サンアップル」内)

長野市下駒沢 586 TEL026-295-3661 FAX026-295-3662

長野県障がい者スポーツ大会

障がい者スポーツの県大会が毎年 9 月に開催されます。

○窓 口 障がい者支援課支援給付担当

言語および聴覚障がい者等 110 番アプリシステム・FAX110 番

言語および聴覚障がい者等が、事件や事故にあったときに、警察への通報手段として、「110 番アプリシステム」と「FAX110 番」があります。

○対象者 言語および聴覚障がい者等

○送信方法 ①「110 番アプリシステム」

スマートフォンなどを利用して、音声によらず国内どこからでも通報できます。

アプリをダウンロードし、事前に登録が必要です。

②「FAX110 番」

ファクシミリ機能を持った電話機で通報できます。(長野県内のみ)

通報番号 0120-760-110

言語および聴覚障がい者等緊急等通報 FAX119 番

ファックスでの緊急通報（火災及び救急要請）も、電話と同じ 119 番で松本広域消防局に送信できます。（事前登録等の必要はありません）

○対象者 言語および聴覚障がい者等

○窓口 松本広域消防局 TEL25-0119 FAX25-3987

言語および聴覚障がい者等携帯電話等による Net119 通報システム

聴覚障がい者等が、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能とGPS機能を活用して、災害や救急等の災害通報をすることができるサービスです。（事前登録が必要です。）

○対象者 松本広域圏（3市5村）に居住または通勤・通学をしていて、一般の加入電話（携帯）からの火災や救急等の災害通報が困難な人。

○窓口 松本広域消防局 TEL25-0119 FAX25-3987

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、着用することで周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするものです。

○対象者 義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人

※障害者手帳や病状等を証明する書類の提示は必要ありません。

○窓口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

※配付はおひとりにつき一個となります。

※申込は、本人またはその家族に限ります。

ヘルプカード

障がいのある人等が災害時や日常生活のなかで困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるため、緊急連絡先が必要な支援内容などが記載されたカードです。

○対象者 障がい等があり、周囲からの援助が必要な人

○入手方法 長野県ホームページからダウンロードいただけます。

※障がい者支援課障がい福祉担当窓口で配付用のヘルプカードが置いてあります。

ご希望があれば、窓口までお問い合わせください。

訪問理美容サービス事業

外出することが困難な寝たきりの人などが家庭で快適に過ごせるよう理容師・美容師が自宅へ出張の上、理美容を実施し、利用料金の一部を補助するサービスです。

- 対象者 65歳以上で要介護3以上、身体障害者手帳1、2級、療育手帳A1、A2のいずれかに認定された人
- 助成内容 1回あたり2,000円を市が補助します。市からの補助額2,000円を差し引いた残額は個人負担となります。（年間利用回数は6回を限度とします。）
- その他 利用する場合は、事前に利用登録申請書を提出してください。
利用店舗については、申請後に別途ご案内します。
- 窓口 高齢者介護課 長寿福祉係 TEL71-2254

11 就 労

ハローワーク松本（松本公共職業安定所）

障がい者雇用の総合窓口として、障がい者のための窓口が設置されています。

○窓 口 ハローワーク松本（松本公共職業安定所） TEL27-0111 FAX27-0041

障がい者就業・生活支援センター

就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

○窓 口 松本圏域障がい者就業・生活支援センターしえるば
TEL080-4178-6678 メール sherpa@nagano-swc.com

社会就労センター

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている人の自立の助長を図るため、就労又は技能の習得のために必要な機会の提供を行っています。

○安曇野市豊科社会就労センター TEL72-2422 FAX72-2687
○安曇野市穂高社会就労センター TEL82-2448 FAX82-9321
○安曇野市三郷社会就労センター TEL77-5911 FAX77-2043
○安曇野市明科社会就労センター TEL62-2369 FAX62-2367

12 相 談

子ども発達支援相談室（あづみっこサポートルーム）

発達や行動に心配がある0～18歳未満のお子さんを対象に、成長段階に応じた支援を行います。家族が感じる子育ての悩みやお子さん本人が抱える悩みの相談にも応じます。

- 相談内容 発達に関する相談、療育支援事業等
- 相談受付 安曇野市穂高 9181 番地 穂高健康支援センター内
- 相談時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）
開設時間 8時30分～17時15分
TEL81-0719 FAX81-0703

障がい者虐待に関する相談（通報）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」では、何人も障がい者に対し、虐待をしてはならないと規定しています。虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合、国民には通報が義務付けられています。

また、虐待を受けた障がい者が自ら通報窓口へ届け出ることもできます。

通報を受けた市町村は、事実確認を行い、障がい者の保護及び養護者の支援を行います。

- 相談受付（通報） 障がい者支援課支援給付担当
- 相談時間 ・月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）
開設時間 8時30分～17時15分
TEL71-2083 FAX71-2328
・夜間、土日、祝日
TEL71-2000 FAX71-2166

障がい者（児）相談支援事業

障がい者（児）やその家族からの福祉に関する相談に応じます。情報の提供及び助言、福祉サービスの利用支援等、他機関と連携を図りながら解決に向けての支援を行います。また、障がい者（児）の権利擁護のための援助も行います。

相談支援は無料で受けられます。

- 相談受付 安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター
安曇野市穂高 9181 番地 穂高健康支援センター内
- 相談時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）
開設時間 8時30分～17時15分
TEL82-5988 FAX81-0703

成年後見に関する相談

障がい者やその家族等から、成年後見制度に関する全般的な相談に応じ、制度の説明や手続き方法、申立て支援を行います。また令和3年4月より、安曇野市等2市5村で協定を結び、業務の一部を成年後見支援センターかけはしに委託する形で中核機関を設置しています。相談内容により成年後見支援センターかけはしとも連携して支援を行います。

○窓口 障がい者支援課支援給付担当

心の電話相談

長野県精神保健福祉センターで、電話相談を行っています。

○相談受付 相談時間 月曜日～金曜日の9時30分～16時（祝日・年末年始は除く）
TEL026-217-1680（上記時間のみ）

発達障がいに関する相談

長野県発達障がい情報・支援センターで行っています。

○相談受付 相談時間 平日9時～16時 TEL0263-37-2725

依存症に関する相談

長野県精神保健福祉センターで、電話相談を行っています。

○相談受付 相談時間 月曜日～金曜日の9時～16時30分（祝日・年末年始は除く）
TEL026-266-0280

医療的ケア児等の支援に関する相談

長野県医療的ケア児等支援センターで行っています。

○相談受付 相談窓口 松本市旭2丁目11-30 長野県松本旭町庁舎2階
相談時間 平日8時30分～17時15分 TEL0263-37-2057

※個別の相談は障がい者基幹・総合相談支援センター（TEL82-5988）でも受け付けています。

行政機関等相談窓口

安曇野市役所内

市外局番の標記無しは、すべて (0263) で始まります。

内 容	機 関 名		電 話 番 号
福祉医療に関すること	福祉課	福祉政策担当	71-2253
生活保護に関すること		生活支援担当	71-2252
障がい児・者に関すること	障がい者 支援課	障がい福祉担当	71-2251
障がい者虐待に関すること		支援給付担当	71-2083
障がい者の相談		障がい者基幹・総合 相談支援センター	82-5988 (穂高健康支援センター内)
母子家庭・父子家庭に関すること	子ども家庭 支援課	子ども家庭相談担当	71-2265
DVに関すること			
ひきこもりに関すること		子ども発達支援相談室 (あづみっこホール内)	81-0719 (穂高健康支援センター内)
子どもの発達に関すること			
保育に関すること	こども園幼稚園課	保育幼稚園担当	71-2256
高齢者福祉に関すること	高齢者介護課	長寿福祉係	71-2254
介護保険に関すること		介護保険担当	71-2472
介護予防に関すること		包括支援担当	71-2474
介護認定調査に関すること		認定調査係	71-2012
高齢者総合相談に関すること		地域包括支援センター	72-9986 (中部) 81-0760 (北部) 77-4007 (南部)
健康に関すること	健康推進課		71-2471
	健康支援課		81-0726 (穂高健康支援センター内)
国民年金、障害年金に関すること	国保年金課 国保年金担当		71-2473
軽自動車税減免に関すること	税務課諸税係		71-2484
市県民税の控除に関すること	税務課市民税担当		71-2485
市営住宅に関すること	建築住宅課		71-2245

その他の機関

内 容	機 関 名	連絡先
福祉全般に関すること ボランティアに関すること 生活福祉資金に関すること	安曇野市社会福祉協議会	73-7143 (豊科) 82-2940 (穂高) 77-8080 (三郷) 73-5288 (堀金) 62-2429 (明科)
精神障がい、難病や保健、医療等に関すること	松本保健福祉事務所 (県松本合同庁舎内)	TEL40-1938 FAX47-9293
依存症 (アルコール・薬物・ギャンブル等) に関すること		
自動車税・環境性能割に関すること	中信県税事務所	TEL40-1905 FAX47-7820
児童福祉、心身障がい児に関すること、知的障がい者に関すること	松本児童相談所	TEL91-3370 FAX92-1550
身体障がいに関すること (補装具、施設入所、更生相談)	身体障害者更生相談室 (県立総合リハビリテーションセンター内)	TEL026-296-3953 FAX026-296-3943
障がい者の雇用に関すること	ハローワーク松本	TEL27-0111 FAX27-0041
社会保険、厚生年金に関すること	日本年金機構 松本年金事務所 松本市鎌田 2-8-37	TEL25-8100 FAX25-8103
所得税の控除に関すること	松本税務署	32-2790
成年後見に関すること	成年後見支援センターかけはし (松本市役所梓川支所 2階)	TEL88-6699 FAX88-6647
法律に関すること	法テラス (日本司法支援センター)	0570-078374
県営住宅に関すること	長野県住宅供給公社 松本事務所	TEL47-0240 FAX47-8902
ひきこもりに関すること	NPO 法人 Gland・Riche (グランド・リッシュ)	0263-87-7912
	NPO 法人 ほたか野の花	Email nono87official@gmail.com
	NPO 法人 アルウィズ	Email alkomo1998@gmail.com
	ひきこもり支援センター (長野県精神保健福祉センター内)	026-266-0280

付 録

難病医療費助成制度の対象疾患一覧

注意：この一覧に載っている疾患でも、その程度によって制度の対象とならない場合があります。

1 球脊髄性筋萎縮症	44 多発血管炎性肉芽腫症	86 肺動脈性肺高血圧症
2 筋萎縮性側索硬化症	45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	87 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
3 脊髄性筋萎縮症	46 悪性関節リウマチ	88 慢性血栓塞栓性肺高血圧症
4 原発性側索硬化症	47 バージャー病	89 リンパ脈管筋腫症
5 進行性核上性麻痺	48 原発性抗リン脂質抗体症候群	90 網膜色素変性症
6 パーキンソン病	49 全身性エリテマトーデス	91 バッド・キアリ症候群
7 大脳皮質基底核変性症	50 皮膚筋炎／多発性筋炎	92 特発性門脈圧亢進症
8 ハンチントン病	51 全身性強皮症	93 原発性胆汁性胆管炎
9 神経有棘赤血球症	52 混合性結合組織病	94 原発性硬化性胆管炎
10 シャルコー・マリー・トゥース病	53 シェーグレン症候群	95 自己免疫性肝炎
11 重症筋無力症	54 成人発症スチル病	96 クローン病
12 先天性筋無力症候群	55 再発性多発軟骨炎	97 潰瘍性大腸炎
13 多発性硬化症／視神経脊髄炎	56 ベーチェット病	98 好酸球性消化管疾患
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	57 特発性拡張型心筋症	99 慢性特発性偽性腸閉塞症
15 封入体筋炎	58 肥大型心筋症	100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
16 クロウ・深瀬症候群	59 拘束型心筋症	101 腸管神経節細胞僅少症
17 多系統萎縮症	60 再生不良性貧血	102 ルビンシュタイン・テイビ症候群
18 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	61 自己免疫性溶血性貧血	103 CFC 症候群
19 ライソゾーム病	62 発作性夜間ヘモグロビン尿症	104 コステロ症候群
20 副腎白質ジストロフィー	63 免疫性血小板減少症	105 チャージ症候群
21 ミトコンドリア病	64 血栓性血小板減少性紫斑病	106 クリオピリン関連周期熱症候群
22 もやもや病	65 原発性免疫不全症候群	107 若年性特発性関節炎
23 プリオン病	66 IgA 腎症	108 TNF 受容体関連周期性症候群
24 亜急性硬化性全脳炎	67 多発性嚢胞腎	109 非典型溶血性尿毒症症候群
25 進行性多巣性白質脳症	68 黄色靭帯骨化症	110 ブラウ症候群
26 HTLV-1 関連脊髄症	69 後縦靭帯骨化症	111 先天性ミオパチー
27 特発性基底核石灰化症	70 広範脊柱管狭窄症	112 マリネスコ・シェーグレン症候群
28 全身性アミロイドーシス	71 特発性大腿骨頭壊死症	113 筋ジストロフィー
29 ウルリッヒ病	72 下垂体性 ADH 分泌異常症	114 非ジストロフィー性ミオトニー症候群
30 遠位型ミオパチー	73 下垂体性 TSH 分泌亢進症	115 遺伝性周期性四肢麻痺
31 ベスレムミオパチー	74 下垂体性 PRL 分泌亢進症	116 アトピー性脊髄炎
32 自己食空胞性ミオパチー	75 クッシング病	117 脊髄空洞症
33 シュワルツ・ヤンベル症候群	76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	118 脊髄髄膜瘤
34 神経線維腫症	77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	119 アイザックス症候群
35 天疱瘡	78 下垂体前葉機能低下症	120 遺伝性ジストニア
36 表皮水疱症	79 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	121 脳内鉄沈着神経変性症
37 膿疱性乾癬（汎発型）	80 甲状腺ホルモン不応症	122 脳表ヘモジゲリン沈着症
38 スティーヴンス・ジョンソン症候群	81 先天性副腎皮質酵素欠損症	123 HTRA 1 関連脳小血管病
39 中毒性表皮壊死症	82 先天性副腎低形成症	124 皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
40 高安動脈炎	83 アジソン病	
41 巨細胞性動脈炎	84 サルコイドーシス	
42 結節性多発動脈炎	85 特発性間質性肺炎	
43 顕微鏡的多発血管炎		

125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	172	低ホスファターゼ症	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
126	ペリー病	173	VATER 症候群	224	紫斑病性腎炎
127	前頭側頭葉変性症	174	那須・ハコラ病	225	先天性腎性尿崩症
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	175	ウィーバー症候群	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	176	コフィン・ローリー症候群	227	オスラー病
130	先天性無痛無汗症	177	ジュベール症候群関連疾患	228	閉塞性細気管支炎
131	アレキサンダー病	178	モワット・ウィルソン症候群	229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
132	先天性核上性球麻痺	179	ウィリアムズ症候群	230	肺胞低換気症候群
133	メビウス症候群	180	A T R - X 症候群	231	α 1-アンチトリプシン欠乏症
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	181	クルーズン症候群	232	カーニー複合
135	アイカルディ症候群	182	アペール症候群	233	ウォルフラム症候群
136	片側巨脳症	183	ファイファー症候群	234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
137	限局性皮質異形成	184	アントレー・ピクスラー症候群	235	副甲状腺機能低下症
138	神経細胞移動異常症	185	コフィン・シリズ症候群	236	偽性副甲状腺機能低下症
139	先天性大脳白質形成不全症	186	ロスマンド・トムソン症候群	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
140	ドラベ症候群	187	歌舞伎症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	188	多脾症候群	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
142	ミオクロニー欠伸てんかん	189	無脾症候群	240	フェニルケトン尿症
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	190	鰓耳腎症候群	241	高チロシン血症1型
144	レノックス・ガストー症候群	191	ウェルナー症候群	242	高チロシン血症2型
145	ウエスト症候群	192	コケイン症候群	243	高チロシン血症3型
146	大田原症候群	193	ブラダー・ウィリ症候群	244	メープルシロップ尿症
147	早期ミオクロニー脳症	194	ソトス症候群	245	プロピオン酸血症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	195	ヌーナン症候群	246	メチルマロン酸血症
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	196	ヤング・シンプソン症候群	247	イソ吉草酸血症
150	環状 20 番染色体症候群	197	1 p36 欠失症候群	248	グルコーストランスポート1 欠損症
151	ラスムッセン脳炎	198	4 p 欠失症候群	249	グルタル酸血症1型
152	P C D H 19 関連症候群	199	5 p 欠失症候群	250	グルタル酸血症2型
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	251	尿素サイクル異常症
154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	201	アンジェルマン症候群	252	リジン尿性蛋白不耐症
155	ランドウ・クレフナー症候群	202	スミス・マギニス症候群	253	先天性葉酸吸収不全
156	レット症候群	203	22q11.2 欠失症候群	254	ポルフィリン症
157	スタージ・ウェーバー症候群	204	エマヌエル症候群	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
158	結節性硬化症	205	脆弱 X 症候群関連疾患	256	筋型糖原病
159	色素性乾皮症	206	脆弱 X 症候群	257	肝型糖原病
160	先天性魚鱗癬	207	総動脈幹遺残症	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
161	家族性良性慢性天疱瘡	208	修正大血管転位症	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	209	完全大血管転位症	260	シトステロール血症
163	特発性後天性全身性無汗症	210	単心室症	261	タンジール病
164	眼皮膚白皮症	211	左心低形成症候群	262	原発性高カイロミクロン血症
165	肥厚性皮膚骨膜炎	212	三尖弁閉鎖症	263	脳髄黄色腫症
166	弾性線維性仮性黄色腫	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	264	無 β リポタンパク血症
167	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	265	脂肪萎縮症
168	エーラス・ダンロス症候群	215	ファロー四徴症	266	家族性地中海熱
169	メンケス病	216	両大血管右室起始症	267	高 I g D 症候群
170	オクシピタル・ホーン症候群	217	エプスタイン病	268	中條・西村症候群
171	ウィルソン病	218	アルポート症候群		
		219	ギャロウェイ・モワット症候群		
		220	急速進行性糸球体腎炎		
		221	抗糸球体基底膜腎炎		
		222	一次性ネフローゼ症候群		

269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	316	カルニチン回路異常症
270	慢性再発性多発性骨髄炎	317	三頭筋素欠損症
271	強直性脊椎炎	318	シトリン欠損症
272	進行性骨化性線維異形成症	319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
274	骨形成不全症	321	非ケトーシス型高グリシン血症
275	タナトフォリック骨異形成症	322	β -ケトチオラーゼ欠損症
276	軟骨無形成症	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	324	メチルグルタコン酸尿症
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	325	遺伝性自己炎症疾患
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	326	大理石骨病
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	328	前眼部形成異常
282	先天性赤血球形成異常性貧血	329	無虹彩症
283	後天性赤芽球癆	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	331	特発性多中心性キャッスルマン病
285	ファンコニ貧血	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
286	遺伝性鉄芽球性貧血	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
287	エプスタイン症候群	334	脳クレアチン欠乏症候群
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	335	ネフロン癆
289	クローンカイト・カナダ症候群	336	家族性低 β リポタンパク血症1（ホモ接合体）
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	337	ホモシスチン尿症
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
292	総排泄腔外反症	339	MECP2重複症候群
293	総排泄腔遺残	340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）
294	先天性横隔膜ヘルニア	341	TRPV4異常症
295	乳幼児肝巨大血管腫	342	LMNB1関連大脳白質脳症
296	胆道閉鎖症	343	PURA関連神経発達異常症
297	アラジール症候群	344	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症
298	遺伝性膝炎	345	乳児発症STING関連血管炎
299	嚢胞性線維症	346	原発性肝外門脈閉塞症
300	IgG4関連疾患	347	出血性線溶異常症
301	黄斑ジストロフィー	348	ロウ症候群
302	レーベル遺伝性視神経症		
303	アッシャー症候群		
304	若年発症型両側性感音難聴		
305	遅発性内リンパ水腫		
306	好酸球性副鼻腔炎		
307	カナバン病		
308	進行性白質脳症		
309	進行性ミオクロームステんかん		
310	先天異常症候群		
311	先天性三尖弁狭窄症		
312	先天性僧帽弁狭窄症		
313	先天性肺静脈狭窄症		
314	左肺動脈右肺動脈起始症		
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症		

障害者総合支援法の対象疾患一覧

注意：この一覧に載っている疾患でも、その程度によって制度の対象とならない場合があります。

1 アイカルディ症候群	49 カーニー複合	93 痙攣重積型（二相性）急性脳症
2 アイザックス症候群	50 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	94 結節性硬化症
3 I g A腎症	51 潰瘍性大腸炎	95 結節性多発動脈炎
4 I g G 4 関連疾患	52 下垂体前葉機能低下症	96 血栓性血小板減少性紫斑病
5 亜急性硬化性全脳炎	53 家族性地中海熱	97 限局性皮質異形成
6 アジソン病	54 家族性低βリポタンパク血症 1(ホモ接合体)	98 原発性肝外門脈閉塞症
7 アッシュャー症候群	55 家族性良性慢性天疱瘡	99 原発性局所多汗症
8 アトピー性脊髄炎	56 カナバン病	100 原発性硬化性胆管炎
9 アペール症候群	57 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	101 原発性高脂血症
10 アミロイドーシス	58 歌舞伎症候群	102 原発性側索硬化症
11 アラジール症候群	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	103 原発性胆汁性胆管炎
12 アルポート症候群	60 カルニチン回路異常症	104 原発性免疫不全症候群
13 アレキサンダー病	61 加齢黄斑変性	105 顕微鏡の大腸炎
14 アンジェルマン症候群	62 肝型糖原病	106 顕微鏡的多発血管炎
15 アントレー・ビクスラー症候群	63 間質性膀胱炎（ハンナ型）	107 高 I g D 症候群
16 イソ吉草酸血症	64 環状 20 番染色体症候群	108 好酸球性消化管疾患
17 一次性ネフローゼ症候群	65 関節リウマチ	109 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
18 一次性膜性増殖性糸球体腎炎	66 完全大血管転位症	110 好酸球性副鼻腔炎
19 1 p 36 欠失症候群	67 眼皮皮膚白皮症	111 抗糸球体基底膜腎炎
20 遺伝性自己炎症疾患	68 偽性副甲状腺機能低下症	112 後縦靭帯骨化症
21 遺伝性ジストニア	69 ギャロウェイ・モワト症候群	113 甲状腺ホルモン不応症
22 遺伝性周期性四肢麻痺	70 急性壊死性脳症	114 拘束型心筋症
23 遺伝性膀胱炎	71 急性網膜壊死	115 高チロシン血症 1 型
24 遺伝性鉄芽球性貧血	72 球脊髄性筋萎縮症	116 高チロシン血症 2 型
25 ウィーバー症候群	73 急速進行性糸球体腎炎	117 高チロシン血症 3 型
26 ウィリアムズ症候群	74 強直性脊椎炎	118 後天性赤芽球癆
27 ウィルソン病	75 巨細胞性動脈炎	119 広範脊柱管狭窄症
28 ウエスト症候群	76 巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	120 膠様滴状角膜ジストロフィー
29 ウェルナー症候群	77 巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	121 抗リン脂質抗体症候群
30 ウォルフラム症候群	78 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	122 極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
31 ウルリッヒ病	79 巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	123 コケイン症候群
32 HTRA 1 関連脳小血管病	80 筋萎縮性側索硬化症	124 コステロ症候群
33 HTLV-1 関連脊髄症	81 筋型糖原病	125 骨形成不全症
34 A T R-X 症候群	82 筋ジストロフィー	126 骨髄異形成症候群
35 A D H 分泌異常症	83 クッシング病	127 骨髄線維症
36 エーラス・ダンロス症候群	84 クリオピリン関連周期熱症候群	128 ゴナドトロピン分泌亢進症
37 エプスタイン症候群	85 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	129 5 p 欠失症候群
38 エプスタイン病	86 クルーゾン症候群	130 コフィン・シリス症候群
39 エマヌエル症候群	87 グルコーストランスポーター 1 欠損症	131 コフィン・ローリー症候群
40 MECP 2 重複症候群	88 グルタル酸血症 1 型	132 混合性結合組織病
41 LMNB1 関連大脳白質脳症	89 グルタル酸血症 2 型	133 鰓耳腎症候群
42 遠位型ミオパチー	90 クロウ・深瀬症候群	134 再生不良性貧血
43 円錐角膜	91 クロウン病	135 サイトメガロウイルス角膜炎
44 黄色靭帯骨化症	92 クロンカイト・カナダ症候群	136 再発性多発軟骨炎
45 黄斑ジストロフィー		137 左心低形成症候群
46 大田原症候群		138 サルコイドーシス
47 オクシピタル・ホーン症候群		139 三尖弁閉鎖症
48 オスラー病		

140	三頭酵素欠損症	186	セピアアブテリン還元酵素(SR)欠損症	234	遅発性内リンパ水腫
141	CFC症候群	187	前眼部形成異常	235	チャージ症候群
142	シェーグレン症候群	188	全身性エリテマトーデス	236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
143	色素性乾皮症	189	全身性强皮症	237	中毒性表皮壊死症
144	自己食空胞性ミオパチー	190	先天異常症候群	238	腸管神経節細胞僅少症
145	自己免疫性肝炎	191	先天性横隔膜ヘルニア	239	TRPV4異常症
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	192	先天性核上性球麻痺	240	TSH分泌亢進症
147	自己免疫性溶血性貧血	193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	241	TNF受容体関連周期性症候群
148	四肢形成不全	194	先天性魚鱗癬	242	低ホスファターゼ症
149	シトステロール血症	195	先天性筋無力症候群	243	天疱瘡
150	シトリン欠損症	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	244	特発性拡張型心筋症
151	紫斑病性腎炎	197	先天性三尖弁狭窄症	245	特発性間質性肺炎
152	脂肪萎縮症	198	先天性腎性尿崩症	246	特発性基底核石灰化症
153	若年性特発性関節炎	199	先天性赤血球形成異常性貧血	247	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
154	若年性肺気腫	200	先天性僧帽弁狭窄症	248	特発性後天性全身性無汗症
155	シャルコー・マリー・トゥース病	201	先天性大脳白質形成不全症	249	特発性大腿骨頭壊死症
156	重症筋無力症	202	先天性肺静脈狭窄症	250	特発性多中心性キャスルマン病
157	修正大血管転位症	203	先天性風疹症候群	251	特発性門脈圧亢進症
158	出血性線溶異常症	204	先天性副腎低形成症	252	特発性両側性感音難聴
159	ジュベール症候群関連疾患	205	先天性副腎皮質酵素欠損症	253	突発性難聴
160	シュワルツ・ヤンペル症候群	206	先天性ミオパチー	254	ドラベ症候群
161	神経細胞移動異常症	207	先天性無痛無汗症	255	中條・西村症候群
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	208	先天性葉酸吸収不全	256	那須・ハコラ病
163	神経線維腫症	209	前頭側頭葉変性症	257	軟骨無形成症
164	神経有棘赤血球症	210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
165	進行性核上性麻痺	211	早期ミオクロニー脳症	259	22q11.2欠失症候群
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	212	総動脈幹遺残症	260	乳児発症 STING 関連血管炎
167	進行性骨化性線維異形成症	213	総排泄腔遺残	261	乳幼児肝巨大血管腫
168	進行性多巣性白質脳症	214	総排泄腔外反症	262	尿素サイクル異常症
169	進行性白質脳症	215	ソトス症候群	263	ヌーナン症候群
170	進行性ミオクローヌステんかん	216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	264	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	265	ネフロン癆
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	218	大脳皮質基底核変性症	266	脳クレアチン欠乏症候群
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	219	大理石骨病	267	脳髄黄色腫症
174	スタージ・ウェーバー症候群	220	ダウン症候群	268	脳内鉄沈着神経変性症
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群	221	高安動脈炎	269	脳表ヘモジデリン沈着症
176	スミス・マギニス症候群	222	多系統萎縮症	270	膿疱性乾癬
177	スモン	223	タナトフォリック骨異形成症	271	嚢胞性線維症
178	脆弱X症候群	224	多発血管炎性肉芽腫症	272	パーキンソン病
179	脆弱X症候群関連疾患	225	多発性硬化症/視神経脊髄炎	273	バージャー病
180	成人発症スチル病	226	多発性軟骨性外骨腫症	274	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
181	成長ホルモン分泌亢進症	227	多発性嚢胞腎	275	肺動脈性肺高血圧症
182	脊髄空洞症	228	多脾症候群	276	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	229	タンジール病	277	肺胞低換気症候群
184	脊髄髄膜瘤	230	単心室症	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
185	脊髄性筋萎縮症	231	弾性線維性仮性黄色腫	279	バッド・キアリ症候群
		232	短腸症候群	280	ハンチントン病
		233	胆道閉鎖症	281	汎発性特発性骨増殖症

282	P CDH19 関連症候群	327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸 酵素欠損症	373	レノックス・ガストー症候 群
283	PURA 関連神経発達異常 症	328	発作性夜間ヘモグロビン尿 症	374	ロウ症候群
284	非ケトーシス型高グリシ ン血症	329	ホモシスチン尿症	375	ロスムンド・トムソン症候 群
285	肥厚性皮膚骨膜炎	330	ポルフィリン症	376	肋骨異常を伴う先天性側弯 症
286	非ジストロフィー性ミオ トニー症候群	331	マリネスコ・シェーグレン 症候群		
287	皮質下梗塞と白質脳症を 伴う常染色体優性脳動脈 症	332	マルファン症候群/ロイ ス・ディーツ症候群		
288	肥大型心筋症	333	慢性炎症性脱髄性多発神経 炎/多巣性運動ニューロパ チー		
289	左肺動脈右肺動脈起始症	334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
290	ビタミンD依存性くる病 /骨軟化症	335	慢性再発性多発性骨髄炎		
291	ビタミンD抵抗性くる病 /骨軟化症	336	慢性膵炎		
292	ビッカースタッフ脳幹脳 炎	337	慢性特発性偽性腸閉塞症		
293	非典型型溶血性尿毒症症候 群	338	ミオクロニー欠伸てんかん		
294	非特異性多発性小腸潰瘍 症	339	ミオクロニー脱力発作を伴 うてんかん		
295	皮膚筋炎/多発性筋炎	340	ミトコンドリア病		
296	びまん性汎細気管支炎	341	無虹彩症		
297	肥満低換気症候群	342	無脾症候群		
298	表皮水疱症	343	無βリポタンパク血症		
299	ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型)	344	メープルシロップ尿症		
300	VATER 症候群	345	メチルグルタコン酸尿症		
301	ファイファー症候群	346	メチルマロン酸血症		
302	ファロー四徴症	347	メビウス症候群		
303	ファンコニ貧血	348	免疫性血小板減少症		
304	封入体筋炎	349	メンケス病		
305	フェニルケトン尿症	350	網膜色素変性症		
306	フォンタン術後症候群	351	もやもや病		
307	複合カルボキシラーゼ欠 損症	352	モワット・ウィルソン症候 群		
308	副甲状腺機能低下症	353	薬剤性過敏症症候群		
309	副腎白質ジストロフィー	354	ヤング・シンプソン症候群		
310	副腎皮質刺激ホルモン不 応症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性 難聴		
311	ブラウ症候群	356	遊走性焦点発作を伴う乳児 てんかん		
312	プラダー・ウィリ症候群	357	4p 欠失症候群		
313	プリオン病	358	ライソゾーム病		
314	プロピオン酸血症	359	ラスマッセン脳炎		
315	PRL 分泌亢進症 (高プロ ラクチン血症)	360	ランゲルハンス細胞組織球 症		
316	閉塞性細気管支炎	361	ランドウ・クレフナー症候 群		
317	β-ケトチオラーゼ欠損 症	362	リジン尿性蛋白不耐症		
318	ベーチェット病	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖 症		
319	ベスレムミオパチー	364	両大血管右室起始症		
320	ヘパリン起因性血小板減 少症	365	リンパ管腫症/ゴーム病		
321	ヘモクロマトーシス	366	リンパ脈管筋腫症		
322	ペリー病	367	類天疱瘡 (後天性表皮水疱 症を含む。)		
323	ペルーシド角膜辺縁変性 症	368	ルビンシュタイン・テイビ 症候群		
324	ペルオキシソーム病 (副 腎白質ジストロフィーを 除く。)	369	レーベル遺伝性視神経症		
325	片側巨脳症	370	レンチンコレステロールア シルトランスフェラーゼ欠 損症		
326	片側痙攣・片麻痺・てん かん症候群	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性 難聴		
		372	レット症候群		

介護保険制度について

原則として、障害者福祉制度と同様のサービスが介護保険で受けられる場合には、介護保険を優先することとされています。

介護保険の概要	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人
保険料	14段階の所得段階区分に応じて決まります。	加入している医療保険の算定方法に基づき、決まります。
保険料の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ●特別徴収 1つの年金の年間受給額が18万円以上の人は年金から天引きされます。 	各種医療保険料と一括して支払います。 ※詳しくは下記へお問い合わせください。 ・安曇野市国民健康保険加入の人は国保年金課 国保年金担当または各支所地域づくり課地域担当へ ・その他、各種医療保険に加入の人はお勤め先の担当者等へ
	<ul style="list-style-type: none"> ●普通徴収 1つの年金の年間受給額が18万円未満の人、65歳になった直後の人は特別徴収に切り替わるまで納付書または口座振替で納めていただきます。 	
給付の対象者 ※給付を受けるには「要介護認定」が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●寝たきり・認知症等で入浴、排泄、食事などの日常生活に介護が必要な人（要介護） ●家事や身支度などの日常生活に支援が必要な人（要支援） 	加齢に伴う病気（特定疾病）によって介護または支援が必要な人 【特定疾病 16疾病】 ①がん ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症 ⑦パーキンソン病（関連疾患） ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険で受けられるサービス

【◎障がい者福祉にもあるサービス ○介護保険のサービス】

	在宅サービス (居住系サービス含む)	施設サービス
要介護者	<ul style="list-style-type: none"> ◎訪問介護 (ホームヘルプサービス) ◎訪問入浴 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ◎通所介護 (デイサービス) ○通所リハビリテーション (デイケア) ○居宅療養管理指導 (医師、歯科医師、薬剤師等による訪問指導) ◎短期入所生活介護 (ショートステイ) ◎短期入所療養介護 (ショートステイ) ◎地域密着型通所介護 (デイサービス) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者のグループホーム) ○特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等における介護) ○福祉用具の貸与 ◎福祉用具の購入費の支給 ◎住宅改修費の支給(手すり、段差の解消など) ○小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○認知症対応型通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設(要介護3以上) (特別養護老人ホーム) ○介護老人保健施設 (老人保健施設) ○介護医療院 ○地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (要介護3以上)
要支援者	<ul style="list-style-type: none"> ○同上 (ただし、①訪問介護、②通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、③地域密着型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護を除く) ○介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防生活支援サービス事業①②③) 	要支援者は施設入所できません。
事業対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防生活支援サービス事業) 	事業対象者は施設入所できません。

後期高齢者医療について

後期高齢者医療は、75歳以上の人が被保険者となる制度です。65歳以上75歳未満の人で一定程度の障がいがある人は、長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受けると、後期高齢者医療保険に加入することができます。

後期高齢者医療保険へ加入する人は、現在、ご加入の健康保険から脱退することになり、被保険者ごとに保険料が賦課されます。

詳細については、担当課窓口までお問い合わせください。

一定程度の障がいとは

- ・身体障害者手帳1～3級
- ・身体障害者手帳4級のうち音声・言語・そしゃく障害と下肢障害（1・3・4号）
- ・療育手帳「A」
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級
- ・国民年金などの障害年金の1、2級

○窓口 国保年金課 TEL71-2475 各支所地域づくり課地域担当

<申請にご持参いただくもの> ①障害者手帳（身体・療育・精神）

※障害年金で申請される方は年金証書

②現在お持ちの健康保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせ

③通帳（保険料：引き落としの口座）

④通帳印